

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2020年3月25日

【発行者の名称】

株式会社エージェント
(Agent Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 四宮 浩二

【本店の所在の場所】

東京都渋谷区宇田川町33番7号

【電話番号】

03-3780-3911

【事務連絡者氏名】

コーポレート部
ゼネラルマネージャー 磯貝 慎介

【担当J-A d v i s e rの名称】

株式会社日本M&Aセンター

【担当J-A d v i s e rの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 三宅 卓

【担当J-A d v i s e rの本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【担当J-A d v i s e rの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.nihon-ma.co.jp/ir/>

【電話番号】

03-5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社普通株式を2020年4月28日に TOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。

当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

なお、振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社エージェント

<https://agent-network.com/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部【企業情報】第3【事業の状況】4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第13期 2017年1月	第14期 2018年1月	第15期 2019年1月	第16期 (中間) 2019年7月
売上高 (千円)	1,203,811	1,664,096	2,077,835	1,169,489
経常利益 (千円)	43,729	68,463	69,413	46,443
当期(中間)純利益 (千円)	32,773	46,088	48,562	30,230
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	1,000	1,000	5,000,000	5,000,000
純資産額 (千円)	113,844	159,933	108,495	125,225
総資産額 (千円)	406,968	596,766	932,441	870,884
1株当たり純資産額 (円)	22.77	31.99	21.70	25.05
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—(—)	—(—)	22.70(—)	—(—)
1株当たり当期(中間)純利益 (円)	6.55	9.22	9.71	6.05
潜在株式調整後1株当たり当期 (中間)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	28.0	26.8	11.6	14.4
自己資本利益率 (%)	33.6	33.7	36.2	25.9
株価収益率 (%)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	233.78	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	69,135	153,356	145,122	△51,331
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△13,937	△14,067	△32,823	△4,004
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△6,899	△8,061	238,178	△98,388
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	△6,899	325,996	676,473	522,749
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	107 [338.2]	161 [263.9]	231 [233.7]	263 [196.5]

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について
は掲載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額については、当社株式は非上場であるため記載してお
りません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を〔〕外数で記載しております。
7. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第15期(2018年2月
1日から2019年1月31日まで)の財務諸表について有限責任大有監査法人の監査を受けておりますが、第
13期及び第14期の財務諸表については当該監査を受けておりません。また、第16期(中間)の中間財務諸

表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5条の規定に基づき、有限責任大有監査法人の中間監査を受けております。

8. 第13期、第14期及び第16期中の1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
9. 2018年10月23日開催の株主総会決議で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行いましたが、第13期の期首より当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

2004年4月	東京都渋谷区において有限会社エージェント設立
2006年1月	資本金を300万円から1,000万円に増資
2月	有限会社から株式会社へ組織変更
6月	大阪府大阪市に大阪オフィスを開設
7月	労働者派遣事業許可（派13-301834）取得
2009年1月	資本金を1,000万円から5,000万円に増資
7月	プライバシーマーク(10861881(03))使用許諾事業者の認定取得
2014年4月	コーポレートロゴリニューアル
10月	有料職業紹介事業許可(13-ユ-306731)取得
2015年3月	東京都渋谷区内で本社移転
2016年2月	愛知県名古屋市に名古屋オフィス開設
8月	大阪府大阪市内で大阪オフィス移転
2017年1月	福岡県福岡市に福岡オフィス開設
2018年6月	広島県広島市に広島オフィス開設
2019年1月	宮城県仙台市に仙台オフィス開設
2019年12月	北海道札幌市に札幌サテライト・オフィス開設

3 【事業の内容】

当社は、「次代を創る」というミッションのもと、社会の「困った」を解決する「次世代のエージェントになる」ことをヴィジョンとして掲げ、世の中に存在する様々なマンパワーをネットワークして企業の課題解決に繋げていく「総合人材サービス事業」を展開しております。

なお、当社の事業は総合人材サービス事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しておりますが、当該事業はネットワークするマンパワー属性に応じて事業領域が3つに分かれており、社員を企業に繋ぎアウトソーシング、人材派遣サービスを行うプロダクション事業領域、個人を企業に繋ぎ人材紹介サービスを行うキャリア事業領域、個人事業主やフリーランスを企業に繋ぎ代行サービスを行うパートナー事業領域で構成されています。当社の事業は、個人のキャリア課題と企業のビジネス課題の双方の課題解決を行うことで、社会の「困った」（労働力・生産性課題）の解決を実現していくことを目的としており、この3つの事業領域におけるマンパワーの拡大を通じた人材開発やサービス開発に取り組むことで、日本が掲げる人づくり革命の一端を担い、次代を切り開く問題解決人材を生み出す人創りカンパニーとなることを目指しております。

プロダクション事業領域では、技術革新による変化の中で、中長期にわたって代替されずに需要が見込まれる販売・営業に関わるセールス領域とシステムやソフトウェア開発に関わるテック領域において、社員採用と人材開発を通じてアウトソーシングサービスや人材派遣サービスを提供し、企業のビジネス課題の解決を行っております。

アウトソーシングサービスでは当社の指揮命令のもと主にセールス領域での受託業務を行っておりますが、テック領域に関しても受託業務を開始しております。セールス領域では、業務の更なる効率化や品質向上を目的として、販売戦略の企画立案・運営管理・責任者を含めた人員配置や教育に至るまでの業務運営全般をワンストップで受託しており、当該領域での主要な取扱商材は、デジタル家電、ブロードバンド・固定通信回線、インターネットプロバイダー、家庭用Wi-Fi、パソコン、タブレット、スマートフォン、クレジットカード等となっております。テック領域では、システムやソフトウェアの開発の要件定義から、本開発、開発後の運用全般までをワンストップで開発受託しており、当該領域での主要な開発案件は、インターネット上で展開されるWEBサービスやアプリケーションの開発となっております。

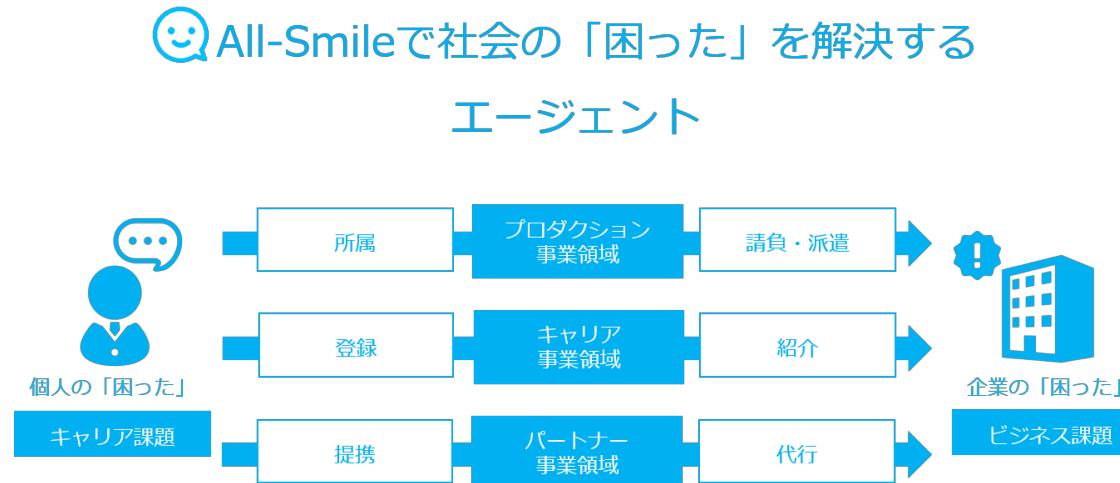
人材派遣サービスでは、労働者派遣契約に基づき、メーカーや通信キャリアを中心としたクライアントのニーズに応じた社員を選定・派遣し、派遣先の指揮命令のもと、当社社員を業務に従事させることにより、セールス領域とテック領域の業務支援を行っております。

キャリア事業領域では、人生100年時代を迎え、何度か訪れることが見込まれる個人のキャリアチェンジのための教育から転職までを支援する人材紹介サービスを提供し、企業のビジネス課題の解決を行っております。具体的には、未経験者や外国人等に対して、就職に必要なエンジニアリングや語学スキルの習得支援、未経験でも受け入れ可能な企業とのマッチングを通じ、エンジニアを中心とした人材紹介サービス、メディアを通じたキャリア関連情報を提供を行っております。

パートナー事業領域では、多様な働き方を実現させるために個人事業主やフリーランスを活用した代行サービスを提供し、企業のビジネス課題の解決を行っております。具体的には、広告領域を強みとする個人事業主やフリーランスを活用した法人向けの広告代行サービス、営業領域を強みとする個人事業主やフリーランスを活用した法人向けの営業代行サービス、販売領域を強みとする個人事業主やフリーランスを活用した販売代行サービスの提供を行っております。

当社の事業系統図は、次のとおりであります。

[事業系統図]



事業区分	事業内容
プロダクション事業領域	セールス領域とテック領域における、アウトソーシングサービスや人材派遣サービスを提供し、企業のビジネス課題の解決を行います。
キャリア事業領域	個人のキャリアチェンジのための教育から転職までの支援をする人材紹介サービスを提供し、企業のビジネス課題の解決を行います。
パートナー事業領域	個人事業主やフリーランスを活用した代行サービスを提供し、企業のビジネス課題の解決を行います。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2020年2月29日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
272 (196.6)	27.7	1.5	3,437

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時雇用者数は、当事業年度の平均雇用人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は総合人材サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第15期事業年度（自 2018年2月1日 至 2019年1月31日）

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、景気は底堅く推移しました。一方で通商問題の動向や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動による影響が懸念され、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社が属する人材サービス事業におきましては、長期的な人手不足を背景に、依然として企業の求人意欲は高く、厚生労働省が発表する有効求人倍率は、2019年1月時点では1.63倍（「一般職業紹介状況（平成31年1月分）について」厚生労働省調べ）という高水準を維持しております。

このような環境のもと、当社は当事業年度に広島と仙台に新たな拠点を開設し、既存事業であるプロダクション事業領域の全国展開の基盤を築くと共に、人材の採用や新規事業開発への事業投資を積極的に行ってきました。

上記の結果、当事業年度の売上高は2,077,835千円（前年同期比24.9%増）、営業利益は70,534千円（同4.4%増）、経常利益は69,413千円（同1.4%増）、当期純利益は48,562千円（同5.4%増）となりました。

なお、当社の事業は総合人材サービス事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

第16期中間会計期間（自 2019年2月1日 至 2019年7月31日）

当中間会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、景気は底堅く推移しました。一方で通商問題の動向や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動による影響が懸念され、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

また、当社が属する人材サービス事業におきましては、長期的な人手不足を背景に、企業の求人意欲は引き続き高く、厚生労働省が発表する有効求人倍率は、2019年7月時点では1.59倍（「一般職業紹介状況（令和元年7月分）について」厚生労働省調べ）という高水準を維持しております。

このような環境のもと、当社は既存事業であるプロダクション事業領域において社員数の増加を背景に順調に事業が拡大すると共に、全国規模の大型プロモーション案件の受注も進み、業績を牽引しました。また、新規事業においても、キャリア事業領域においては人材紹介の実績が増加、パートナー事業領域においては今期から大手通信キャリアの1次代理店となる等、好調に進捗しました。一方、引き続き人材採用への積極的な事業投資は継続しております。

上記の結果、当事業年度の当社の売上高は1,169,489千円、営業利益は47,864千円、経常利益は46,443千円、当期純利益は30,230千円となりました。

なお、当社の事業は総合人材サービス事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第15期事業年度（自 2018年2月1日 至 2019年1月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、前事業年度末と比べ350,476千円増加し676,473千円となりました。

また、当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、145,122千円の収入（前事業年度は153,356千円の収入）となりました。これは、税金等調整前当期純利益を69,413千円を計上したことに加えて、売上債権が50,594千円減少し、仕入債務が49,709千円増加したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、32,823千円の支出（前事業年度は14,067千円の支出）となりました。これは、広島と仙台に新たな拠点を開設したことに伴い内装工事等の有形固定資産の取得による支出13,038千円等が発生したことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、238,178千円の収入（前事業年度は8,061千円の支出）となりました。これは、配当金の支払い100,000千円を行った一方で、金融機関からの借入を470,000千円行ったことによるものです。

第16期中間会計期間（自 2019年2月1日 至 2019年7月31日）

中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は、前事業年度末と比べ153,723千円減少し522,749千円となりました。

また、当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

中間会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、51,331千円の支出となりました。これは、税引前中間純利益を46,443千円計上した一方で、売上債権が96,646千円増加したことが主な要因です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

中間会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、4,004千円の支出となりました。これは、事業用のソフトウェアの開発により、無形固定資産の取得による支出が4,473千円発生したことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

中間会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、98,388千円の支出となりました。これは、長期借入金の返済による支出84,888千円が発生したことに加えて、15期の配当金の支払い13,500千円が発生したことが主な要因です。

2 【生産、受注及び販売の状況】

（1）生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

（2）受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

（3）販売実績

第15期事業年度のセグメントごとの販売実績は、次のとおりです。

セグメント名称	売上高（千円）	前年同期比（%）
総合人材サービス	2,077,835	24.9
合計	2,077,835	24.9

（注）1. 最近2事業年度の主な相手先の販売実績と当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	第14期事業年度 (自 2017年2月1日 至 2018年1月31日)		第15期事業年度 (自 2018年2月1日 至 2019年1月31日)	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
富士通株式会社	164,638	9.9	536,406	25.8
株式会社ジェーシービー	179,966	10.8	179,667	8.6
グーグル合同会社	321,533	19.3	130,368	6.3

第16期中間会計期間のセグメントごとの販売実績は、次のとおりです。

セグメント名称	売上高（千円）	前年同期比（%）
総合人材サービス業	1,169,489	-
合計	1,169,489	-

(注) 1. 当社グループは第16期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

2. 第16期中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	第16期中間会計期間 (自 2019年2月1日 至 2019年7月31日)	
	金額（千円）	割合（%）
富士通株式会社	118,735	10.2

3 【対処すべき課題】

(1) 経営方針

当社は、「次代を創る」というミッションのもと、社会の「困った」を解決する人創りを行うため、世の中に存在する様々なマンパワーをネットワークして人材開発やサービス開発に取り組んでおります。この取り組みを持続可能な活動とするために経営理念「All-Smile」で定義する、メンバー、パートナー、顧客、社会、そして次世代の5つのステークホルダー（利害関係者）の「笑顔」を、事業を通じて創りあげていくことを経営方針としております。

(2) 対処すべき課題

当社は、2018年1月期～2020年1月期の3ヵ年の中期経営計画「HELLO WORLD～21世紀の開拓～」を策定いたしました。この背景には、少子高齢化の影響で国内の労働力が不足する中で、技術の活用や海外の人材を登用する機会が増えるという、国内の労働環境の大きな変化があります。このような社会の大きな変化のなかで活躍する人材を育成すると共に、海外の労働力を日本へつなぐ窓口となることを基本方針とし、本中期経営計画の推進を通じて企業価値の向上を図っております。

本中期経営計画においては、次の3点を重点課題と位置づけております。

① 事業の規模の拡大

中期経営計画で掲げる外国人材の登用は、政府もその雇用受け入れを積極的に推進し、規制緩和が進んでいる領域であり、その一翼を担える規模と信用を獲得するために、事業の拡大が必要であると認識しております。具体的な取り組みとしては、既存事業であるプロダクション事業領域の人員数拡大と生産性の向上により事業をスケールさせると共に、新規事業領域であるキャリア事業領域への積極的な事業投資を進めております。

② 人材の確保と育成

技術革新により労働環境が変化する中でも、中長期にわたって代替されずに需要が見込まれる販売・営業に関わるセルス領域とシステムやソフトウェア開発に関わるテック領域の人材確保と育成を重点課題に設定しております。そして当社での実務経験や人事・教育制度を通じてリーダーシップ人材やプロフェッショナル人材へと成長させる人材開発にも取り組んでおります。また、優秀な人材確保の施策として、当社でも外国人登用や個人事業主やフリーランスの活用を積極的に進めてまいります。

③ グローバル展開に向けたインフラ構築

グローバルに事業の展開を進めるためのインフラ構築を目的として、国内、海外の事業拠点の開設を進めております。現在までに国内7拠点（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌）、海外1拠点（インド）での事業展開を開始しております。

4 【事業等のリスク】

当社の事業活動に関するリスクについて、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、以下の通りです。ただし、これらは当社に関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載された以外の予見しがたいリスクも存在します。当社の事業、業績及び財政状態は、かかるリスク要因のいずれによっても著しい悪影響を受ける可能性があります。なお、文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 特定の業務分野への依存について

当社事業は、全売上に対するプロダクション事業領域の売上が売上構成比の大部分を占めております。そのため、サービス提供に当たっては、最新の業界動向を踏まえた適切なサービスを提供するべく、従業員への指導・管理を徹底しておりますが、急激な業界動向の変化があった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。当社では、当該事業へ過度に依存することがないよう、キャリア事業やその他の事業の展開にも注力してまいります。

(2) 人材の確保について

当社の事業における重要な要素の一つは人材の確保・定着であります。現在、優秀な人材の確保・定着のため、就業環境の整備・向上や社内のコミュニケーションを円滑化するためのツールの導入等の各種施策を実施しておりますが、今後雇用情勢の変化などによりクライアントニーズに適合した人材が確保できない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 事業の許認可・法的規制について

当社は、厚生労働大臣の許可を受け、一般労働者派遣事業及び有料職業紹介事業を行っております。一般労働者派遣事業は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下、「労働者派遣法」と記載します。）において派遣元事業主が欠格事由に該当したり、法令違反に該当した場合には、事業許可の取り消しもしくは業務停止を命じられる旨が規定されております。また、有料職業紹介事業についても職業安定法に基づき、同様に処分がなされる旨が規定されております。

許認可登録名	番号	有効期限	取消条項
労働者派遣事業許可	派13-301834	2025年6月30日	労働者派遣法第14条
有料職業紹介事業許可	13-ユ-306731	2023年9月30日	職業安定法第32条の9

また、人材派遣事業に適用される労働基準法、労働者派遣法、職業安定法、その他関連法令は、労働市場を取り巻く社会情勢の変化に応じて改正等が行われる可能性があります。

当社は、社員教育やモニタリングにより、法令遵守に努めると共に、法改正等に関する情報収集、対応を随時実施しておりますが、当社もしくは従業員による重大な法令違反が発生し、事業許可の取り消しや業務停止が命じられた場合や法改正等へ対応するための多額の投資が必要となった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 競合について

当社の事業領域については、既に上場している会社を含めて競合会社が多数存在しております。当社は、自社雇用を中心、多様な人材の受け入れとその育成を通じて、クライアントの幅広いニーズに応えられる体制を強みとし、競合会社との差別化を図ってまいりますが、競争がさらに激化した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 景気変動や社会情勢の変化について

人材サービス業界は、景気の変動や社会情勢、規制緩和、法律の改正などの動きに影響を受けやすい業界であります。当社の事業領域においては慢性的な人材不足が続いており、今後も人材の需要は増加するものと見込んでおりますが、景気動向等により当社に対する人材派遣や人材紹介の需要が減少する可能性がございま

す。また、法改正により社会保険制度の見直し等があった場合には、当社の費用の多くを占める人件費が増加し、利益を圧迫する要因となります。このように人材サービス業界で事業を行っていることにより、景気変動や法改正等の様々な外的要因が、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 個人情報の管理について

当社の事業においては、スタッフ情報や求職者情報などの個人情報を扱う機会が多く、その取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」を踏まえ、十分な管理体制を構築するよう取り組んでおります。その対応としてプライバシーマークを取得するとともに、社員の個人情報管理における教育の一環として個人情報保護士の資格取得を推奨し、社員の資格取得のサポートを行っております。

しかしながら、何らかの原因により個人情報が外部に漏洩するような事態が発生した場合には、当社に対する社会的信用の失墜による売上の減少や、個人情報の漏洩による損害に対する賠償を請求されることも考えられ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 海外事業の展開について

当社の事業においては、海外展開を今後の中長期的な成長の機会として位置付け、積極的に投資を行っております。具体的にはアジア諸国において現地企業と提携し、日本企業への外国人の紹介を進めており、その中でもインドを海外展開における重要な国の一つと位置づけ、事業拠点を設置しております。

海外事業の展開においては、国際政治に関わるリスクや地域特性、為替によるリスク等の多岐にわたるリスクがあり、このようなリスクに適切な対応が行えない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 内部管理体制について

当社の内部管理体制は、6【コーポレート・ガバナンスの状況等】に記載の通り、現在の規模に合わせて、適切に整備しております。また、今後の事業拡大を見据えて更なる人員確保や体制の強化を継続的に進めいく予定ですが、それらの体制の構築が適時適切に対応できなかった場合、業務に支障が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 特定の取締役への依存について

当社の代表取締役社長である四宮浩二は、当社の創業者であり、会社設立以来の最高経営責任者であり、経営方針や事業戦略の決定やその実行において重要な役割を果たしております。当社においては、特定の人物に依存しない体制を構築するべく、幹部社員の情報共有や権限の委譲によって同氏に過度に依存しない組織体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を遂行することが困難になった場合、当社の事業および業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 大株主との関係について

当社の株式の全てを保有する株式会社エージェントホールディングス（以下、「同社」とします。）は、当社の創業者であり代表取締役社長である四宮浩二の個人資産管理会社であり、同社株式の全てを四宮浩二が保有し、かつ代表取締役を兼任しております。

当社と同社との取引関係はなく、監査法人からは、同社が当社の親会社には該当しないとの見解を得ております。また、当社は経営方針や事業計画の策定・実行、日常の事業運営や取引等を独自に意思決定を行っており、大株主からの独立性は確保しております。

しかしながら、今後、同社と当社との関係が変化し、当社経営の基本方針、役員の構成、陣容その他株主総会承認事項となる重要な政策等について、当社とエージェントホールディングスの間に意見の相違が生じ、当社の迅速な意思決定に遅れが生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場

適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかつたときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力をを行うこと
 - ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
 - ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること
- また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかつたとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適當と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

なお、乙が適當と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがつて成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがつて成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合は、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

（b）甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

（b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決

議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託したこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、

甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑯ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日（2020年3月25日）現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

第15期事業年度末（2019年1月31日）

（流動資産）

当事業年度末における流動資産の残高は、309,131千円増加し837,845千円（前事業年度末は528,713千円）となりました。これは、売掛金が50,594千円減少し、現金及び預金350,476千円が増加したことによるものです。

（固定資産）

当事業年度末における固定資産の残高は、26,543千円増加し94,596千円（前事業年度末は68,053千円）となりました。これは、広島、仙台の拠点開設に伴い建物および建物付属設備が11,926千円増加したことによるものです。

（流動負債）

当事業年度末における流動負債の残高は、185,903千円増加し534,748千円（前事業年度末は348,845千円）となりました。これは、買掛金が49,709千円や借入金が136,968千円増加に加えて、大型プロジェクトの対応のための前受金が120,708千円増加したことによるものです。

（固定負債）

当事業年度末における固定負債の残高は、201,210千円増加し289,198千円（前事業年度末は87,988千円）となりました。これは、長期借入金が増加したことによるものです。

（純資産）

当事業年度末における純資産の残高は、51,437千円減少し108,495千円（前事業年度末は159,933千円）となりました。これは、当期純利益を48,562千円計上した一方で、配当金100,000千円の支払いを行ったことにより利益剰余金が減少したことによるものです。

第16期中間会計期間末（2019年7月31日）

（流動資産）

第16期中間会計期間末における流動資産の残高は、65,825千円減少し772,019千円（前事業年度末は837,845千円）となりました。これは、売上の増加に伴い売掛金が96,646千円増加した一方で、現金及び預金153,723千円が減少したことが主な要因です。

（固定資産）

第16期中間会計期間末における固定資産の残高は、4,268千円増加し98,865円（前事業年度末は94,596千円）となりました。これは、事業用のソフトウェアの開発によりソフトウェアとソフトウェア仮勘定が3,812千円増加したことが主な要因です。

（流動負債）

第16期中間会計期間末における負債の残高は、510千円減少し534,237千円（前事業年度末は534,748千円）となりました。これは、借入の返済7,111千円を行ったことに加えて、プロジェクト案件の前受金が32,979千円減少したことが主な要因です。

（固定負債）

第16期中間会計期間末における負債の残高は、77,777千円減少し211,421千円（前事業年度末は289,198千円）となりました。これは、借入の返済を行ったことが要因です。

（純資産）

第16期中間会計期間末における純資産の残高は、16,730千円増加し125,225千円（前事業年度末は108,495千円）となりました。これは、当期純利益を30,230千円計上した一方で、第15期の期末配当金の支払い13,500千円を行ったことによるものです。

（3）経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

（4）経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 運転資本

上場予定日（2020年4月28日）から 12ヶ月間の当社の運転資本は、自己資本及び借入による資金調達が可能であることから、新規拠点開設（国内、海外）や社員採用への事業投資が予定されておりますが、十分であると認識しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第15期事業年度（自 2018年2月1日 至 2019年1月31日）

当事業年度において、重要な設備の新設及び除却等は行っておりません。

第16期中間会計期間（自 2019年2月1日 至 2019年7月31日）

当中間会計期間において、重要な設備の新設及び除却等は行っておりません。

2【主要な設備の状況】

第15期事業年度（自 2018年2月1日 至 2019年1月31日）

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価格				従業員数 (人)
		建物及び 構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	本社機能 営業所	6,433	584	—	7,018	102
大阪オフィス (大阪府大阪市)	営業所	5,672	—	—	5,672	47
名古屋オフィス (愛知県名古屋市)	営業所	3,211	—	—	3,211	25
福岡オフィス (福岡県福岡市)	営業所	4,203	—	—	4,203	37
広島オフィス (広島県広島市)	営業所	6,089	—	—	6,089	13
仙台オフィス (宮城県仙台市)	営業所	4,506	—	—	4,506	5

第16期中間会計期間（自 2019年2月1日 至 2019年7月31日）

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価格				従業員数 (人)
		建物及び 構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都渋谷区)	本社機能 営業所	6,153	487	—	6,641	115
大阪オフィス (大阪府大阪市)	営業所	5,489	—	—	5,489	48
名古屋オフィス (愛知県名古屋市)	営業所	3,046	—	—	3,046	31
福岡オフィス (福岡県福岡市)	営業所	4,091	—	—	4,091	42
広島オフィス (広島県広島市)	営業所	5,925	—	—	5,925	15
仙台オフィス (宮城県仙台市)	営業所	4,391	—	—	4,391	11

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名 の別、額面・ 無額面の別及 び種類	発行可能株式 総数	未発行株式 数	事業年度末現 在発行数 (2019年1月 31日)	公表日現在発 行数 (2020年3月 25日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	20,000,000	15,000,000	5,000,000	5,000,000	非上場	単元 株式数 100株
計	20,000,000	15,000,000	5,000,000	5,000,000		—

(注) 1. 2018年10月23日開催の臨時株主総会決議において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より19,990,000株増加し、20,000,000株となっております。

2. 2018年10月23日開催の臨時株主総会決議において、同日付で1株につき5,000株とする株式分割が行われ、株式数は4,999,000株増加し、5,000,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【M S C B 等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年10月23日	4,999,000	5,000,000	—	50,000	—	—

(注) 1. 株式分割(1 : 5,000)によるものであります。

(6)【所有者別状況】

2020年2月29日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	50,000	—	—	—	50,000	0
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100	—	—	—	100	—

(7)【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載の通りです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,000,000	50,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	5,000,000	—	—
総株主の議決権	—	50,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つと認識しております。

配当につきましては、事業拡大に向けた事業投資や財務体質の強化を行うと共に、配当性向30%を目安として、安定的かつ持続的に配当の実施に努めてまいります。内部留保資金につきましては、新事業拠点の開設等の設備投資や新規事業領域への事業投資、長期運転資金の原資として有効活用していく予定です。

なお、当事業年度に係る剩余金の配当は以下のとおりであります。

決議	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2018年10月23日 臨時株主総会	100,000	20.00
2019年4月26日 定時株主総会	13,500	2.70

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 5名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	社長 執行役員 C E O · C O O	四宮 浩二	1979年5月23日	2004年4月 当社設立 代表取締役(現任) 2018年10月 当社執行役員C E O · C O O(現任)	(注) 3	—

取締役	執行役員 C S O	明石 健太郎	1983年8月3日	2006年4月 当社入社 2011年8月 当社セールスソリューション事業部 ゼネラルマネージャー 2014年7月 当社取締役 2018年10月 当社取締役 執行役員 C S O (現任)	(注) 3	—
取締役		正生 貴史	1975年6月12日	2001年4月 アクセンチュア㈱入社 2006年1月 ㈱insprout創業 同社取締役(現任) 2018年10月 当社取締役(現任)	(注) 3	—
取締役		藤田 真裕	1984年8月17日	2007年4月 ㈱リクルートホールディングス入社 2012年1月 ㈱リクルートグローバルインキュベーションパートナーCountryManager 2014年8月 ㈱ギフトモール創業 同社代表取締役(現任) 2018年10月 当社取締役(現任)	(注) 3	—
監査役		阿久津 操	1958年1月15日	1980年4月 株式会社日本リクルートセンター (現 株式会社リクルートホールディングス) 入社 1995年7月 株式会社エイブル入社 1997年8月 株式会社プラザクリエイト入社 1999年7月 株式会社バックスグループ 入社 2002年3月 株式会社アパマンショッピングネットワーク (現 APAMAN株式会社) 入社 2004年3月 株式会社ココブリーズ設立 代表取締役 2006年2月 株式会社博展監査役 2009年3月 株式会社リブセンス監査役 2014年6月 弁護士ドットコム株式会社監査役 (現任) 2015年5月 BASE株式会社監査役 (現任) 2015年12月 キャスティングロードホールディングス株式会社 (現 CRGホールディングス株式会社) 監査役 (現任) 2018年6月 AIinside株式会社監査役 (現任) 2019年11月 株式会社エージェント監査役 (現任)	(注) 4	—
計						—

(注) 1. 取締役 正生貴史、藤田真裕の両氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 阿久津操氏は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2020年9月20日開催の臨時株主総会から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までであります。

4. 監査役の任期は、2020年11月28日開催の臨時株主総会から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までであります。

5. 2019年1月期における役員報酬の総額は、36,160千円を支給しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会の「困った」を解決する人創りを行う人材サービスの構築を「All-Smile」という経営理念のもと目指しております。株主をはじめとする当社ステークホルダー（利害関係者）の皆様の「笑顔」を創り上げていくためにも、企業価値の持続的な向上が重要であると認識し、常にコーポレート・ガバナンスの強化に努め、法令順守と透明性の高い経営を実行してまいります。

②コーポレート・ガバナンス体制の概要及びその採用理由

当社は、2018年10月23日開催の臨時株主総会をもって、取締役会設置会社となりました。また同臨時株主総会にて社外取締役と監査役を選任しております。これにより多彩なキャリア、経験を有するメンバーが多面的な観点から合議により下した的確な意思決定を各取締役が迅速に業務執行する一方、当該意思決定や業務執行に対する監査役による適正な監査を可能とし、現状の事業内容・事業規模に応じたコーポレート・ガバナンスの実効性を確保できる体制を構築しております。今後も事業の規模拡大や事業内容の変化に応じて適宜体制の見直しを実施し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れるよう努めてまいります。

(取締役・取締役会)

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む計4名から構成され、経営上の重要な事項について意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行を監督しております。また、取締役会における経営機能の牽制強化と意思決定プロセスの透明性を担保するため、豊富な知見・経験を有する社外取締役を選任しております。社外取締役の正生貴史と当社は、正生氏が代表を務める麻布企画合同会社との間で経営コンサルティング契約を締結しておりますが、その他の人的、資本的関係その他特別の利害関係はありません。また、社外取締役の藤田真裕と当社には人的、資本的関係その他特別の利害関係はありません。

取締役会は、法令に規定された事項、定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他の経営上の重要な事項を決定し、それ以外の業務執行の意思決定に関しては、代表取締役及び各担当取締役に委任しております。代表取締役及び担当取締役は、委任された事項に関する意思決定の結果及び執行状況について、取締役会へ報告しております。なお、社外取締役2名とは、善意でかつ重大な過失がないときは、当社定款の規定に基づき賠償責任の限度額を、法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

(監査役)

当社の経営の監査機能として監査役があり、監査役は代表取締役及び各担当取締役の職務執行に対する監査を行っております。監査役は、取締役会に出席し、意見を述べること等によって、代表取締役及び各担当取締役の職務執行に対する監査を行っております。社外監査役の阿久津操と当社には人的、資本的関係その他特別の利害関係はありません。なお、社外監査役1名とは、善意でかつ重大な過失がないときは、当社定款の規定に基づき賠償責任の限度額を、法令が定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

(執行役員)

当社の執行役員は、取締役会の決議をもって任命され、代表取締役の指示のもと、法令、定款、社内規程、取締役会決議等に従い、取締役会および各取締役から授権された範囲の「業務執行機能」を担い業務を遂行しております。

(事業企画会議)

事業企画会議は、毎週木曜日に開催され、業務執行取締役、執行役員、事業責任者で構成されており、当社の事業活動の推進・管理・統制、各部門の横断的総合調整等、円滑な事業運営に関して審議し、適正な実行を推進する機関しております。

(内部監査)

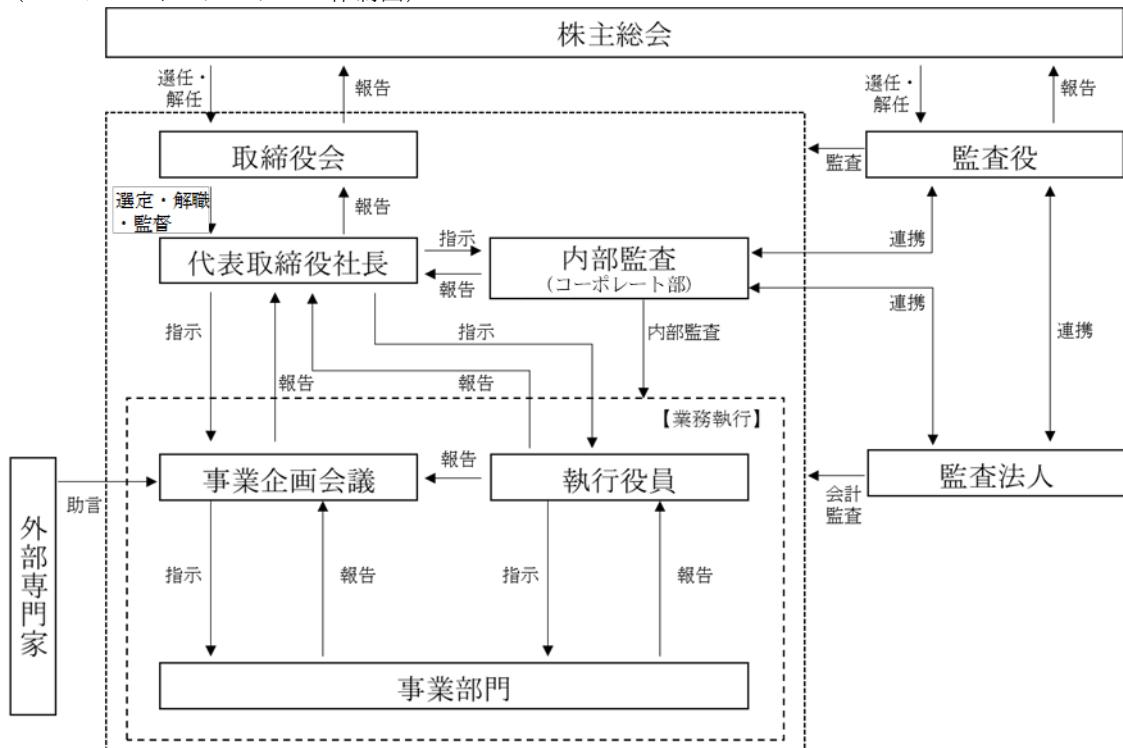
当社は、内部監査をコーポレート部の所属者2名が担当しております。事業年度毎に内部監査計画を策定し、各部門の業務及び制度運用が法令・社内諸規程に基づき適正に行われているかを監査しております。また内部監査実施毎に監査役や監査法人への内容報告、必要に応じた会合の開催等を通じて監査役や監査法人と常に連携を保ち、監査機能の強化の一端を担っております。

(会計監査)

当社は、有限責任大有監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士は鴨田真一郎と岩村浩秀であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当社の会計監査業務に従事した補助者は、公認会計士3名であります。

(ヨーポレート・ガバナンス体制図)



③内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に相応しい組織とそれに対応した適切で有効な内部牽制機能を確保しております。

④リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署としてコーポレート部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑤自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑥中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております

⑦取締役の選任

当社の取締役の員数は10名以内としており、その選任決議について、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役（社外取締役を除く）	34,960	34,960	—	—	2
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	1,200	1,200	—	—	3

（2）【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（円）	非監査業務に基づく報酬（円）
発行者	6,000,000	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査日数、当社の規模や業務の特性等の要素を勘案し、適切に決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成しております。

2. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成しております。

3. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当社の当事業年度（2018年2月1日から2019年1月31日まで）の財務諸表について、有限責任大有監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間（2019年2月1日から2019年7月31日まで）の中間財務諸表については、有限責任大有監査法人により監査を受けております。

4. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年1月31日)	当事業年度 (2019年1月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	325,996	676,473
売掛金	185,444	134,850
前払費用	5,166	12,202
繰延税金資産	—	1,353
その他	13,234	13,795
貸倒引当金	△ 1,130	△ 830
流动資産合計	528,713	837,845
固定資産		
有形固定資産		
建物	24,439	36,365
その他	2,320	3,432
減価償却累計額	△ 6,278	△ 8,624
有形固定資産合計	20,480	31,173
無形固定資産		
ソフトウェア	3,653	4,414
無形固定資産合計	3,653	4,414
投資その他の資産		
敷金	41,308	55,668
繰延税金資産	—	1,277
その他	2,610	2,063
投資その他の資産合計	43,918	59,008
固定資産合計	68,053	94,596
資産合計	596,766	932,441
負債の部		
流动負債		
買掛金	1,050	50,760
1年内返済予定の長期借入金	32,808	169,776
未払金	152,045	16,310
未払費用	80,098	108,314
未払法人税等	22,118	9,347
未払消費税等	28,113	27,713
前受金	31,818	152,527
その他	791	—
流动負債合計	348,845	534,748
固定負債		
長期借入金	87,988	289,198
固定負債合計	87,988	289,198
負債合計	436,833	823,946
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
利益剰余金		
利益準備金	—	10,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	109,933	48,495
利益剰余金合計	109,933	58,495
株主資本合計	159,933	108,495
純資産合計	159,933	108,495
負債純資産合計	596,766	932,441

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間

(2019年7月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	522,749
売掛金	231,496
その他	18,603
貸倒引当金	△ 830
流動資産合計	772,019
固定資産	
有形固定資産	
建物	36,365
その他	3,432
減価償却累計額	△ 9,858
有形固定資産合計	29,939
無形固定資産	
	8,226
投資その他の資産	
敷金	54,730
繰延税金資産	3,955
その他	2,013
投資その他の資産合計	60,698
固定資産合計	98,865
資産合計	870,884
負債の部	
流動負債	
買掛金	61,627
1年内返済予定の長期借入金	162,665
未払費用	125,595
未払法人税等	17,537
前受金	119,547
解約調整引当金	1,945
その他	45,319
流動負債合計	534,237
固定負債	
長期借入金	211,421
固定負債合計	211,421
負債合計	745,658
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,000
利益剰余金	
利益準備金	11,350
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	63,875
利益剰余金合計	75,225
株主資本合計	125,225
純資産合計	125,225
負債純資産合計	870,884

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年2月1日 至 2018年1月31日)	当事業年度 (自 2018年2月1日 至 2019年1月31日)
売上高	1,664,096	2,077,835
売上原価	908,703	1,386,617
売上総利益	755,392	691,217
販売費及び一般管理費		
役員報酬	23,660	36,160
給料手当	379,219	293,585
賞与	4,000	—
法定福利費	67,168	52,041
厚生費	6,562	7,444
減価償却費	8,057	6,167
旅費交通費	22,052	34,844
地代家賃	45,483	59,510
貸倒引当金繰入額	232	830
貸倒損失	—	11
その他	131,419	130,087
販売費及び一般管理費合計	687,854	620,683
営業利益	67,537	70,534
営業外収益		
受取利息	1	3
助成金収入	3,000	2,200
その他	565	366
営業外収益合計	3,567	2,569
営業外費用		
支払利息	2,455	3,369
その他	186	320
営業外費用合計	2,641	3,689
経常利益	68,463	69,413
税引前当期純利益	68,463	69,413
法人税、住民税及び事業税	22,374	23,482
法人税等調整額	—	△ 2,631
法人税等合計	22,374	20,851
当期純利益	46,088	48,562

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2017年2月1日 至 2018年1月31日)		当事業年度 (自 2018年2月1日 至 2019年1月31日)	
区分	注記	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I. 労務費		383,505	42.2	595,835	43.0
II. 経費		525,198	57.8	790,782	57.0
合計	※	908,703		1,386,617	

※ 主な内訳は次の通りであります。

		前事業年度 (自 2017年2月1日 至 2018年1月31日)	当事業年度 (自 2018年2月1日 至 2019年1月31日)
外注費		176,567 千円	418,410 千円
旅費交通費		107,428 千円	133,040 千円

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間

(自 2019年2月1日

至 2019年7月31日)

売上高	1,169,489
売上原価	747,047
売上総利益	422,441
販売費及び一般管理費	
役員報酬	20,650
給料手当	185,124
法定福利費	32,342
厚生費	2,254
減価償却費	1,894
旅費交通費	17,299
地代家賃	34,627
その他	80,384
販売費及び一般管理費合計	374,577
営業利益	47,864
営業外収益	
受取利息	3
その他	1,142
営業外収益合計	1,146
営業外費用	
支払利息	2,304
その他	262
営業外費用合計	2,567
経常利益	46,443
税引前中間純利益	46,443
法人税、住民税及び事業税	17,537
法人税等調整額	△ 1,323
法人税等合計	16,213
中間純利益	30,230

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年2月1日 至 2018年1月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本			純資産合計	
	利益剰余金		株主資本 合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	50,000	63,844	63,844	113,844	
当期変動額					
当期純利益		46,088	46,088	46,088	
当期変動額合計	—	46,088	46,088	46,088	
当期末残高	50,000	109,933	109,933	159,933	

当事業年度（自 2018年2月1日 至 2019年1月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本			純資産合計	
	利益剰余金		株主資本 合計		
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	50,000	—	109,933	109,933	
当期変動額					
剩余金の配当		△ 100,000	△ 100,000	△ 100,000	
剩余金の配当に伴う利益 準備金の積立	10,000	△ 10,000	—	—	
当期純利益		48,562	48,562	48,562	
当期変動額合計	—	10,000	△ 61,437	△ 51,437	
当期末残高	50,000	10,000	48,495	58,495	
				108,495	
				108,495	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2019年2月1日 至 2019年7月31日）

(単位：千円)

	資本金	株主資本			株主資本 合計	純資産合計		
		利益剰余金						
		利益準備金	その他利益剰余金 繙越利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	50,000	10,000	48,495	58,495	108,495	108,495		
当中間期変動額								
剩余额の配当			△ 13,500	△ 13,500	△ 13,500	△ 13,500		
剩余额の配当に伴う利 益準備金の積立		1,350	△ 1,350	—	—	—		
中間純利益			30,230	30,230	30,230	30,230		
当中間期変動額合計	—	1,350	15,380	16,730	16,730	16,730		
当中間期末残高	50,000	11,350	63,875	75,225	125,225	125,225		

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年2月1日 至 2018年1月31日)	当事業年度 (自 2018年2月1日 至 2019年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	68,463	69,413
減価償却費	8,057	6,167
受取利息	△ 1	△ 3
支払利息	2,455	3,369
売上債権の増減額（△は増加）	△ 38,402	50,594
仕入債務の増加額（△は減少）	△ 9,284	49,709
その他	134,703	5,571
小計	165,992	184,823
利息の受取額	1	3
利息の支払額	△ 2,455	△ 3,449
法人税等の支払額	△ 10,181	△ 36,254
営業活動によるキャッシュ・フロー	153,356	145,122
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 5,843	△ 13,038
無形固定資産の取得による支出	-	△ 4,581
その他	△ 8,223	△ 15,203
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,067	△ 32,823
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入による収入	124,000	470,000
長期借入金の返済による支出	△ 132,061	△ 131,822
配当金の支払額	-	△ 100,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,061	238,178
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	131,227	350,476
現金及び現金同等物の期首残高	194,768	325,996
現金及び現金同等物の期末残高	※ 325,996	※ 676,473

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間

(自 2019年2月1日

至 2019年7月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	46,443
減価償却費	1,894
受取利息	△ 3
支払利息	2,304
売上債権の増減額（△は増加）	△ 96,646
仕入債務の増加額（△は減少）	10,866
その他	△ 4,532
小計	△ 39,672
利息の受取額	3
利息の支払額	△ 2,315
法人税等の支払額	△ 9,347
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 51,331
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△ 4,473
その他	468
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,004
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△ 84,888
配当金の支払額	△ 13,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 98,388
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△ 153,723
現金及び現金同等物の期首残高	676,473
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 522,749

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 8~22年

(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）
- 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2023年1月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2017年2月1日 至 2018年1月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
-------	-------	-------	-------	--------

	期首株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式（株）	1,000	—	—	1,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年2月1日 至 2019年1月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年末 株式数
普通株式（株）	1,000	4,999,000	—	5,000,000

(変更事由の概要) 2018年10月23日開催の臨時株主総会決議において、同日付で1株につき5,000株とする株式分割が行われ、株式数は4,999,000株増加し、5,000,000株となっております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年10月23日 臨時株主総会	普通株式	100,000	20.00	2018年9月30日	2018年10月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年4月26日 定期株主総会	普通株式	利益剰余金	13,500	2.70	2019年1月31日	2019年4月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2017年2月1日 至 2018年1月31日)	当事業年度 (自 2018年2月1日 至 2019年1月31日)
現金及び預金勘定	325,996 千円	676,473 千円
現金及び現金同等物	325,996 千円	676,473 千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、定期的に取引先の財務状況等を把握することで管理しております。敷金は事務所等に関わる賃貸借契約に基づくものであり、貸主の信用リスクにさらされておりますが、相手先の信用力等を考慮し、必要な相手先については、賃貸借契約時に財務状況等を把握することで管理しております。長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、支払期日は最長のもので決算日後7年であります。このうちの一部は変動金利による資金調達であり、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法で管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合は、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度（自 2017年2月1日 至 2018年1月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	325,996	325,996	—
(2) 売掛金	185,444	185,444	—
(3) 敷金	41,308	36,686	△4,189
資産計	552,750	548,128	△4,189
(1) 買掛金	1,050	1,050	—
(2) 未払金	152,045	152,045	—
(3) 長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金を含 む）	120,796	120,835	39
負債計	273,892	273,635	39

当事業年度（自 2018年2月1日 至 2019年1月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	676,473	676,473	—
(2) 売掛金	134,850	134,850	—
(3) 敷金	55,668	51,003	△4,232
資産計	866,991	862,327	△4,232
(1) 買掛金	50,760	50,760	—
(2) 未払金	16,310	16,310	—

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	458,974	458,263	△710
負債計	526,044	525,333	△710

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 敷金

時価の算定については、償還時期を合理的に見積り、将来のキャッシュ・フローを、リスクフリーレートで割り引いた現在価値によって算定しております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2018年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	325,996	—	—	—
売掛金	185,444	—	—	—

※敷金につきましては、満期が定められておらず償還予定額が不明のため記載しておりません。

当事業年度（2019年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	676,473	—	—	—
売掛金	134,850	—	—	—

※敷金につきましては、満期が定められておらず償還予定額が不明のため記載しておりません。

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2018年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	32,808	32,808	12,695	6,804	6,804	28,877

当事業年度（2019年1月31日）

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)

長期借入金	169,776	149,663	102,022	9,996	9,996	17,521
-------	---------	---------	---------	-------	-------	--------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	前事業年度 (2018年1月31日)	当事業年度 (2019年1月31日)
資産除去債務	—	1,277千円
貸倒損失	—	397
未払事業税	—	619
未払事業所税	—	337
繰延税金資産合計	—	2,631
繰延税金資産純額	—	2,631

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は総合人材サービス事業の単一セグメントのため、記載は省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2017年2月1日 至 2018年1月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

单一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位 : 千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
グーグル合同会社	321,533	総合人材サービス事業
株式会社ジェーシービー	179,966	総合人材サービス事業

当事業年度（自 2018年2月1日 至 2019年1月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

单一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位 : 千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
富士通株式会社	536,406	総合人材サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負のれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2017年2月1日 至 2018年1月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半を所有し	エース株式会社	東京都渋谷区宇田川町33-7	3,000	プロフェッショナルマネジメント	—	業務委託	業務委託料の支払い	12,166	買掛金	1,050

ている会社等（当該会社等の子会社を含む）									
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 1. 取引金額には、消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社代表取締役社長 四宮浩二が議決権の100.0%を直接保有する会社であります。

3. エース株式会社との取引は現在は解消しております。

当事業年度（自 2018年2月1日 至 2019年1月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む）	エース株式会社	東京都渋谷区宇田川町33-7	3,000	プロフェッショナルマネジメント	—	業務委託	業務委託料の支払い	20,440 (税抜)	買掛金	3,245

(注) 1. 取引金額には、消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 当社代表取締役社長 四宮浩二が議決権の100.0%を直接保有する会社であります。

3. エース株式会社との取引は現在は解消しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年2月1日 至 2018年1月31日)	当事業年度 (自 2018年2月1日 至 2019年1月31日)
1株当たり純資産額	31.99	21.70
1株当たり当期純利益金額	9.22	9.71

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当社は2018年10月23日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年2月1日 至 2018年1月31日)	当事業年度 (自 2018年2月1日 至 2019年1月31日)
当期純利益金額（千円）	46,088	48,562
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	46,088	48,562
普通株式の期中平均株式数（株）	5,000,000	5,000,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 8~22年

(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 解約調整引当金

個人顧客向けの通信商材の解約時に発生するインセンティブ収入の戻入、及び、人材紹介成立後の解約による払戻に備えるため、当中間会計期間の売上高に対応する戻入見込額を計上しております。

3. 中間キャッシュ・フロー計算における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当中間会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(中間損益計算書関係)

減価償却実施額

当中間会計期間 (自 2019年2月1日至 2019年7月31日)	
有形固定資産	1,234千円
無形固定資産	660

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2019年2月1日至 2019年7月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
-------	----------------	------------------	------------------	-----------------

普通株式（株）	5,000,000	—	—	5,000,000
---------	-----------	---	---	-----------

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年4月26日 定時株主総会	普通株式	13,500	2.70	2019年1月31日	2019年4月27日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当中間会計期間
(自 2019年2月1日 至 2019年7月31日)

現金及び預金勘定	522,749千円
現金及び現金同等物	522,749

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間（2019年7月31日）

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	522,749	522,749	—
(2) 売掛金	231,496	231,496	—
(3) 敷金	54,730	52,841	△1,888
資産計	808,976	807,087	△1,888
(1) 買掛金	61,627	61,627	—
(2) 長期借入金（1年内返済 予定の長期借入金を含 む）	374,086	373,682	△403
負債計	435,713	435,310	△403

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

時価の算定については、償還時期を合理的に見積り、将来のキャッシュ・フローを、リスクフリーレートで割り引いた現在価値によって算定しております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

負債

(1) 買掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(資産除去債務関係)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は総合人材サービス事業の単一セグメントのため、記載は省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間（自 2019年2月1日 至 2019年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
富士通株式会社	118,735	総合人材サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負のれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2019年2月1日 至 2019年7月31日)
1株当たり純資産額	25.05
1株当たり中間純利益金額	6.05

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2019年2月1日 至 2019年7月31日)
中間純利益金額(千円)	30,230
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	30,230
普通株式の期中平均株式数(株)	5,000,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	24,439	11,926	—	36,365	6,248	1,831	30,116
その他	2,320	1,112	—	3,432	2,375	513	1,057
有形固定資産計	26,759	13,038	—	39,798	8,624	2,345	31,173
無形固定資産							
ソフトウェア	31,226	4,581	—	35,808	31,394	3,821	4,414
無形固定資産計	31,226	4,581	—	35,808	31,394	3,821	4,414

(注) 1. 「当期増加額」の主なものは、次のとおりであります。

建物 広島オフィス内装工事 6,329千円

仙台オフィス内装工事 4,525千円

2. 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額により記載しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	32,808	169,776	1.15	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	87,988	289,198	1.11	2019～2025年
合計	120,796	458,974	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	149,663	102,022	9,996	9,996

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,130	830	1,130	—	830

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細】

当事業年度期首および当事業年度末における資産除去債務の金額が、等事業年度期首および当事業年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1. 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	676,473
合計	676,473

2. 売掛金

相手先	金額(千円)
㈱博報堂プロダクツ	9,987
コネクシオ㈱	9,435
ソフトバンク㈱	9,207
㈱ドコモCS	8,947
㈱TDモバイル	7,627
その他	89,645
合計	134,850

3. 敷金

区分	金額(千円)
東京オフィス	20,903
大阪オフィス	11,895
名古屋オフィス	5,921
広島オフィス	5,843
仙台オフィス	5,656
福岡オフィス	5,016
その他	432
合計	55,668

4. 買掛金

相手先	金額(千円)
(株)ファンコミュニケーションズ	7,453
(株)PEER	4,940
(株)ROXX	3,996
(株)F. A. K. E.	3,510
(株)マウスフィールド	3,502
その他	27,358
合計	50,760

5. 未払費用

区分	金額(千円)
未払給与	77,072
その他	31,242
合計	108,314

6. 前受金

区分	金額(千円)
大型プロモーション費	152,527
合計	152,527

7. 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

借入先	金額(千円)
みずほ銀行	232,986
横浜銀行	133,200
りそな銀行	88,888
日本政策金融公庫	3,900
合計	458,974

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年1月31日、毎年7月31日
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り（注）2	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	官報に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 当社株式はTOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式になることから、当該事項はなくなる予定です。
- 2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 3 単元未満株式の買取手数料は当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年9月20日	四宮浩二	東京都目黒区	代表取締役	株式会社エージェントホールディングス	東京都目黒区大橋一丁目5番1号	代表取締役の資産管理会社	1,000	174,362,985 (174,362.9)	資産管理

(注) 1. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条の規定において、当社は、上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期の翌日から定期株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいいます。)の末日(2019年1月31日)から起算して2年前(2017年1月31日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等(従業員持株会社を除く。以下1.において同じ)が、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)
役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

3. 移動価格については、純資産方式を参考として、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。

第2 【第三者割当等の概況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

2020年3月25日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エージェントホールディングス (注) 1、2	東京都目黒区大橋一丁目5番1号	5,000,000	100.00
計	—	5,000,000	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）

2. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）

独立監査人の監査報告書

2020年3月19日

株式会社 エージェント
取締役会 御中

有限責任大有監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

鴨田 真一郎



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

岩村 皓秀



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エージェントの2018年2月1日から2019年1月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エージェントの2019年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の2018年1月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年3月19日

株式会社 エージェント
取締役会 御中

有限責任大有監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田 真一郎



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

岩村 岩香



当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エージェントの2019年2月1日から2020年1月31日までの第16期事業年度の中間会計期間(2019年2月1日から2019年7月31日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エージェントの2019年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2019年2月1日から2019年7月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上